

DCを活かした 老後資金アドバイス

図表1 DCの税制優遇のまとめ

拠出時	<ul style="list-style-type: none"> ●企業型DC <ul style="list-style-type: none"> ・事業主負担分…非課税、社会保険料の対象外(給与切り出し型の選択制DCも含む) ・マッチング拠出分…全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除） ●個人型DC 全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除） 																																										
運用時	非課税（金額や期間の制限がない）																																										
受取時	<ul style="list-style-type: none"> ●一時金…退職所得扱い 退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1／2 <p><退職所得控除額の速算表></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数（※1）</th><th>退職所得控除額（※2）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下の場合</td><td>勤続年数×40万円（最低80万円）</td></tr> <tr> <td>20年超の場合</td><td>800万円+70万円×（勤続年数－20年）</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 1年未満の端数がある場合には1年に切り上げる。 ※2 障害者になったことが原因で退職した場合は100万円が加算される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金…公的年金等にかかる雑所得扱い 公的年金等にかかる雑所得の金額＝収入金額－公的年金等控除額 <p><公的年金等にかかる雑所得の速算表（a×b－c）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金を受け取る人の年齢</th><th>(a)公的年金等の収入金額の合計額</th><th>(b)割合</th><th>(c)控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満</td><td>公的年金等の収入金額の合計額が70万円までの場合は所得金額はゼロとなる</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>700,001円から1,299,999円まで</td><td>100%</td><td>700,000円</td></tr> <tr> <td>1,300,000円から4,099,999円まで</td><td>75%</td><td>375,000円</td></tr> <tr> <td>4,100,000円から7,699,999円まで</td><td>85%</td><td>785,000円</td></tr> <tr> <td>7,700,000円以上</td><td>95%</td><td>1,555,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上</td><td>公的年金等の収入金額の合計額が120万円までの場合は所得金額はゼロとなる</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1,200,001円から3,299,999円まで</td><td>100%</td><td>1,200,000円</td></tr> <tr> <td>3,300,000円から4,099,999円まで</td><td>75%</td><td>375,000円</td></tr> <tr> <td>4,100,000円から7,699,999円まで</td><td>85%</td><td>785,000円</td></tr> <tr> <td>7,700,000円以上</td><td>95%</td><td>1,555,000円</td></tr> </tbody> </table>	勤続年数（※1）	退職所得控除額（※2）	20年以下の場合	勤続年数×40万円（最低80万円）	20年超の場合	800万円+70万円×（勤続年数－20年）	年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額	65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が70万円までの場合は所得金額はゼロとなる			700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円	7,700,000円以上	95%	1,555,000円	65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が120万円までの場合は所得金額はゼロとなる			1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
勤続年数（※1）	退職所得控除額（※2）																																										
20年以下の場合	勤続年数×40万円（最低80万円）																																										
20年超の場合	800万円+70万円×（勤続年数－20年）																																										
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額																																								
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が70万円までの場合は所得金額はゼロとなる																																										
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円																																								
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円																																								
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円																																								
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円																																								
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が120万円までの場合は所得金額はゼロとなる																																										
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円																																								
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円																																								
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円																																								
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円																																								

積み立てるか、これまでどおり給与や賞与として受け取るかを選択できるようになっている。選択制DCの場合も、給与や賞与から切り出す掛金は、報酬

や税金が差し引かれる前の金額を貯金できるのと同じことになる。ただし、その切り出した掛け金の分だけ標準報酬月額や標準

なる。ただ、運用時や給付時の税制優遇も合わせると、基本的には節税効果のほうが大きいと理解していくよいだろう。

る場合は、加入者である従業員は自由意志で自分の給与からお金を出し、事業主掛金に上乗せして掛け金を積むこと（マッチング抛出）ができる。マッチング抛出できる金額は、事業主掛金

DC最大のメリットである

税制優遇を再整理する

これまでDCの普及率が低かったこともあり、DCに関する税金について、頭が整理しきれていないFPもいることだろう。だが、DCの最大のメリットが「税金の優遇」であるだけに確実に押さえておきたい事項である。そこで本稿では、DCに関する税金について改めて解説していく。

ライアーセットコンサルティング
CFP®

D C 最大のメリットは税制優遇。「拠出時」「運用時」「給付時」の3つの局面で、優遇措置が用意されている（図表1）。以下ではまず、これらをひとつずつ解説していこう。

ら貯金をすると、20%前後が差し引かれた約8000円しか貯金できない。それがDCなら会保険料や税金が差し引かれる前の金額である1万円をまるまる貯金できるのである。

積み立てる元本が20%前後違うというのは、積立て回数が多いほど、大きな違いとなってくる。毎月8000円と1万円の違いで計算しても、積立て回数が360回（30年）なら、288万円と360万円になる。元本だけでこれほど違うのだから、運用益を考えると、この差はもつと大きくなる。

ちなみに、企業型DCには、会社の退職金制度の一部として導入され、掛金の実質的な負担者が事業主になっている場合と会社の福利厚生制度の一部として導入され、掛金の実質的な負担者が従業員になっている場合がある。後者は、選択制DCと呼ばれるタイプで、掛金の原資は従業員の基本給や賞与から切

7500円）の範囲内でなければならない。したがって、元々の事業主掛金が税法上の上限に達している場合は、マッチング抛出は利用できないのである。

マッチング抛出を利用した場合の税制優遇は、個人型DCの掛金と同様、年間の掛金の全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）となる。

仮に毎月1万円をマッチング抛出または個人型DCの掛金として抛出した場合、年間12万円の掛金分だけ所得が減る計算になるので、所得税と住民税を合算した場合の最低税率15%で計

の事業主掛金が税法上の上限に達している場合は、マッチング拠出は利用できないのである。

マッチング拠出を利用した場合の税制優遇は、個人型DCの掛金と同様、年間の掛金の全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）となる。

仮に毎月1万円をマッチング拠出または個人型DCの掛金として拠出した場合、年間12万円の掛金分だけ所得が減る計算になるので、所得税と住民税を合算した場合の最低税率15%で計

合の税制優遇は、個人型DCの掛金と同様、年間の掛金の全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）となる。仮に毎月1万円をマッチング拠出または個人型DCの掛金として拠出した場合、年間12万円の掛け金分だけ所得が減る計算になるので、所得税と住民税を合算した場合の最低税率15%で計

例は毎月1万円をマッチングして拠出または個人型DCの掛金として拠出した場合、年間12万円の掛金分だけ所得が減る計算になるので、所得税と住民税を合算した場合の最低税率15%で計

仮に毎月1万円をマッチング
拠出または個人型DCの掛金と
して拠出した場合、年間12万円
の掛金分だけ所得が減る計算に
なるので、所得税と住民税を合
算した場合の最低税率15%で計

掛金控除)となる。仮に毎月1万円をマッチング抛出または個人型DCの掛金として抛出した場合、年間12万円の掛金分だけ所得が減る計算になるので、所得税と住民税を合算した場合の最低税率15%で計

掛金控除）となる。
仮に毎月1万円をマッチング
拠出または個人型DCの掛金と
して拠出した場合、年間12万円
の掛金分だけ所得が減る計算に
なるので、所得税と住民税を合
算した場合の最低税率15%で計

が所得控除（小規模企業共済等）と
掛金控除となる。

仮に毎月1万円をマッチング
拠出または個人型DCの掛金と
して拠出した場合、年間12万円
の掛金分だけ所得が減る計算に
なるので、所得税と住民税を合
算した場合の最低税率15%で計

掛金と同様、年間の掛金の全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）となる。

掛金と同様、年間の掛金の全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）となる。仮に毎月1万円をマッチング拠出または個人型DCの掛金として拠出した場合、年間12万円の掛金分だけ所得が減る計算になるので、所得税と住民税を合算した場合の最低税率15%で計

合の税制優遇は、個人型DCの掛金と同様、年間の掛金の全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）となる。仮に毎月1万円をマッチング拠出または個人型DCの掛金として拠出した場合、年間12万円の掛け金分だけ所得が減る計算になるので、所得税と住民税を合算した場合の最低税率15%で計